

**デイサービスワカバ胡録台
(認知症対応型通所介護)
(介護予防認知症対応型通所介護)
重要事項説明書**

令和4年 8月 現在

この重要事項説明書は、ご利用様が認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の契約にあたって、ご利用様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	デイサービスワカバ胡録台
所在地	〒271-0075 千葉県松戸市胡録台358-9
連絡先	TEL 047-365-3885 FAX 047-365-3960
E-mail	ds-korokudai@wakaba-gh.co.jp
営業日・営業時間	営業日 : 月曜日から金曜日 サービス提供時間 : 午前9:00から午後4:15
指定事業所番号	1291200291
開設年月日	平成25年 11月 1日

通常のサービス提供実施地域	松戸市
事業の目的	この事業所が行う指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	<p>①本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>②事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>③利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>⑤提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>

◎ 当事業所職員体制 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1	常勤（兼任）	事業所の管理、運営
生活相談員	1以上	常勤	相談受付
機能訓練指導員	1以上	非常勤	機能訓練
介護職員	2以上	常勤（兼任あり）	介護業務

* 兼務含む

◎ 施設概要

総床面積：181.03㎡

設備：食堂兼機能訓練室、浴室、相談室、事務室、更衣室

防火設備：消火器、誘導灯、スプリンクラー、住宅用火災報知器、非常用照明

◎ サービスの概要と利用料金

当施設では以下のサービスの種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

<介護保険適用分>・・・以下のサービスについては原則としてかかった費用の1割～3割（介護保険負担割合証による）が自己負担になります。

- ① 入浴サービス：入浴または清拭を行います。
- ② 排泄：排泄の介助を行います。
- ③ 介護サービス：日常生活上必要な介護サービスを行います。
- ④ 給食サービス：食事介助や配膳、下膳等行います。
- ⑤ 送迎：ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ⑥ 生活相談：ご利用者やご家族の相談に対してのアドバイスをを行います。
- ⑦ 機能訓練：日常生活上必要な機能の維持、訓練を行います。
- ⑧ 趣味活動支援：ご利用者様個人に合ったレクリエーションなどを行います。
- ⑨ 介護方法の指導：ご利用者様ご家族に対して介護方法等、必要な介護技術のアドバイスをを行います。
- ⑩ 健康状態の確認

<介護保険適用外分>・・・以下のサービスについてはかかった費用の全額が自己負担となります。

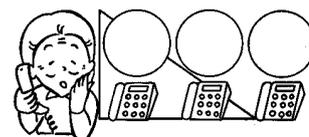
- ① 通所サービス時の食費：昼食590円・おやつ120円
*ご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
*特別献立食材料費（外出時・特別行事等）は実費となります。
- ② おむつ代：実費
- ③ 趣味活動材料費：レクリエーション等の材料費
- ④ その他：日常生活において通常必要となるものに係る費用

(※) 事業者は、認知症対応型通所介護の提供に関する記録を作成し、ご利用者様の当事業所サービス終了後から5年間保管しています。

○サービスの内容についてのご相談などは、当事業所管理者、生活相談員までご相談下さい。

連絡先 デイサービスワカバ胡録台

〒271-0075 千葉県松戸市胡録台358-9
TEL 047-365-3885
FAX 047-365-3960



◎ 要介護認定の申請後で要介護度確定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請後で要介護認定決定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料 (サービス費用の全額) を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分の 全額 をご負担していただくこととなります。

◎ 支払方法

○サービスを利用した場合、翌月 10 日頃までに前月分の利用料の請求書をお渡しします。

○請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。

○支払方法は口座振替、銀行振込のいずれかをお選びください。

○振替日は翌月の 27 日です。銀行振込は翌月 26 日までにお問い合わせいたします。

○ご利用者様の支払方法は【契約書別紙】に記載します。

○お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

◎ 緊急時の対応方法

ご利用者様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。また状態によっては救急搬送を優先させる場合があります。



	主治医 (かかりつけ医)	ご家族 ()	救急時の希望搬送先
氏名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、ご利用者様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については取扱いしません。

○ご利用者様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するご利用者様の権利擁護等の必要が生じた場合には、ご利用者様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 損害賠償

当事業所は損害賠償保険に加入しています。

当事業所がご利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第12条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします（但し、以下保険補償内容の範囲内）。

加入保険	介護サービス事業者・介護支援事業者賠償責任保険
保険の内容	・賠償責任 1事故・期間中 補償内容により 1億円まで
保障される 主な事項	・当事業所の職員がご利用者様に身体の障害または財物の損壊を与えた場合の法律上の損害賠償責任

◎ 災害対策

当事業所は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。また、管理者は防火管理者を選任します。

○防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。

○防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回以上は避難及び救出その他の必要な訓練を行います。

◎ プライバシーについて

○当事業所は、ご利用者様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。

契約終了後も同様です。

○サービス担当者会議などご利用者様やそのご家族の情報を

利用するには、ご利用者様の同意が必要となりますので、

別に作成する同意書（「居宅サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくこととなります。



◎ こんな場合はこちらまで

①担当者と連絡を取りたい場合

②予約していたサービスの利用を中止したい場合

TEL 047-365-3885

③サービスの提供に関して苦情や相談がある場合



（当事業所の苦情相談窓口）

苦情相談窓口 担当者：管理者	連絡先 047-365-3885
-------------------	------------------

(介護保険サービスの苦情や相談について)

松戸市役所介護保険課 給付班	所在地 千葉県松戸市根本387-5 連絡先 047-366-7067 受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時
千葉県 国民健康保険団体連合会	所在地 千葉県稲毛区天台6-4-3 連絡先 043-254-7428 受付時間 (平日) 午前9時00分～午後5時
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港4-5 連絡先 043-245-1101 受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時

◎ 契約の終了

ご利用様が介護保険施設等に入所(入院)した場合や自立(非該当)と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

◎ 契約の解約について

ご利用様は、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当事業所が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります。(1ヶ月前に文書でお知らせいたします)。

◎ サービス利用の留意事項

○ サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業所が交付するサービス利用表を提示して下さい。

○ 送迎時間変更の連絡は前日または、当日朝までにご連絡ください。

○ 体調の確認などは送迎時にお伝えください。

○ 施設内の設備及び備品等の利用に際しては職員の指示に従い十分注意してください。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	株式会社ワカバ
法人所在地	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1897
設立年月	平成8年4月15日設立
代表者氏名	代表取締役 佐藤 剛嘉
電話番号・FAX	TEL 047-365-6441 FAX 047-368-5402
認知症対応型通所 介護以外に行っ ているサービス	小規模多機能型居宅介護 (胡録台ケアガーデンワカバ・湖北台ケアガーデンワカバ) 認知症対応型共同生活介護 (グループホームワカバまつど・あびこ・湖北台) 福祉用具貸与・販売

以上の記載内容につき、説明を受け、了承しました。

利用者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

上記代理人 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

(説明年月日) _____ 年 月 日

(説明者氏名) _____ (印)